

財産管理運用規程

(2020年7月11日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「本会」という。）定款第50条に基づき、さらに本会の基金規程の内容も改編する形で、財産の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(財産の構成)

第2条 本会の財産は、次により構成する。

- (1) 基本財産
- (2) 基本財産以外の財産
 - 特定目的資産
 - その他の固定資産

(財産の管理及び運用)

第3条 財産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるとともに、最善と考えられる方法により運用するものとする。

2 基本財産及び特定目的資産は、貸借対照表及び財産目録において他の財産と明確に区分して管理しなければならない。

また、この財産の元本からの果実は、公益目的事業に使用するものとする。

3 その他の固定資産は、それぞれ台帳を設けて管理しなければならない。

(基本財産)

第4条 基本財産は、本会定款第48条に定める財産とする。

2 基本財産の維持及び処分は、本会定款第49条に従うものとする。

(特定目的資産)

第5条 特定目的資産は、将来の特定の公益目的のために積み立てた財産及び退職給付を支払うための特定預金等とする。

2 特定目的資産を保有しようとするときは、その名称、目的を理事会に提示し、理事会の議決をもって承認を得るものとする。

(特定目的資産の取崩し)

第6条 特定目的資産の取崩しとは前条の定めに従い理事会の承認を得た目的のために特定目的資産を使用することをいい、その一部または全部を使用するためには、理事会の議決をもって承認を得ることを要する。

(特定目的資産の目的外取崩し)

第7条 第5条に定める目的以外にやむを得ず特定目的資産の一部または全部を使用する若しくは担保に供する場合については、以下の場合に限定し、理事会の議決をもって承認を得ることを要する。

- (1) 事業運営に必要な運用財産が不足する恐れが生じた場合。
- (2) その他緊急を要する特別な事情が発生した場合。

(改 廃)

第 8 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年11月22日に制定し、同日から施行する。
2. 本規程の施行に伴い、平成22年2月27日制定の公益社団法人日本ライフル射撃協会基金規程は廃止する。
3. この規程は、2020年7月11日に改定し、同日から施行する。(パリオリパラ対策準備基金の制定)